



Tax Newsflash

中国

税理士法人トーマツ

2015年1月8日号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

国務院が地方優遇政策の整理と規範化を要求

国務院は2014年12月9日に『国務院:租税等の優遇政策の整理と規範化に関する通達』(国発[2014]62号通達:以下「通達」)を發布し、各部門、委員会および各地方政府機関に対し、租税等の優遇政策に対する整理と規範化を要求した。通達では、国家の法律法規に抵触する優遇政策は廃止すべきこと、法律法規に抵触せず、残す必要がある優遇政策については国務院の承認を得る必要があることを明確にしている。各省レベルの人民政府および関連部門は、2015年3月31日までに優遇政策の整理状況を財政部に報告しなければならない。

(1) 背景

近年、地域の経済発展を促すために、一部の地方政府と関連部門は特定の企業およびその投資者(またはマネジメント)を対象とする、租税収入とそれ以外の収入、財政支出等に関する優遇政策を実施してきた。通達は、これらの政策が投資と産業の成長にある程度貢献したことを認めているが、一方で、一部の優遇政策は市場の秩序を乱し、国家のマクロ調整政策の効果に影響を与え、ひいては中国の対外的な公約に違反し、国際貿易摩擦を引き起こす可能性もあると指摘している。そのため、国務院は、すべての企業と投資者にとって公平な市場競争環境を整えるために、各種の優遇政策に対する整理と規範化の実施を決定した。

(2) 優遇政策の規範化

1) 租税優遇政策を制定する権限

通達の規定によれば、特定の租税法律法規および『中華人民共和国民族区域自治法』が規定する税政管理権限を除き、各地方は租税優遇政策を自ら制定してはならない。また、国務院の承認がなければ、各部門がその他の法律、法規、規則、発展計画および地域政策を起草する際に、具体的な租税優遇政策を規定してはならない。

2) 租税以外の収入に関わる管理

通達では下記の行為を明確に禁じている。

- 規定に違反して、企業に対し、行政事業性費用と政府性基金の徴収を減免または猶予すること、優遇価格またはゼロ価格で土地使用権を払い下げること
- 国有資産、国有企業持分および鉱物等の国有資源を低価格で譲渡すること
- 法律法規および国務院の規定に違反して、企業の負担すべき社会保険料を減免または猶予すること、あるいは国務院の承認を得ずに、統一的に規定された料率を下回る料率を企業に認めること

3) 財政支出の管理

通達では、法律法規に違反して制定された、企業およびその投資者(またはマネジメント)の納めた租税または租税以外の収入と連動する財政支出に係る優遇政策(「先に徴収し、後で還付する」政策、財政奨励金または補助金、補助金等の形式による土地使用権の払い下げ代金の減免等を含む)を取り消すことを要求している。

その他の優遇政策(例えば、企業の代わりに社会保険料等の経営コストを負担すること、電気水道料金を優遇すること、その他の地域の企業を当地に誘致するために財政奨励金または補助金を与えること等)については、通達では、即刻取り消すことは要求していないが、段階的に規範化すべきであるとしている。

(3) 既存の優遇政策の整理

通達に基づき、各地方、各関連部門は自ら制定した優遇政策(企業と締結した契約、協議、覚書、会議議事録、「一事一議」形式(ケース バイ ケース)での伺い、報告および返答等を含む)に対して精査を行わなければならない。国家の法律法規に違反する優遇政策は正式に廃止される。また、法律法規に抵触せず、残す必要がある優遇政策については、省レベルの人民政府または関連部門が財政部に報告し、審査を受けた後、国務院に伺いを立てなければならない。各省レベルの人民政府および関連部門は2015年3月31日までに、所轄の省(区、市)、部門における租税等の優遇政策の整理状況を財政部に報告しなければならない。財政部はこれをまとめて国務院に報告する。

(4) コメント

通達の発布後、多くの企業から多大な関心が寄せられている。企業とその投資者は特に、現在受けている、または申請をしている地方性の優遇政策(例えば、財政補助金等)が通達の発布によって受ける影響について懸念している。通達が厳格に実施されるか否かはまだわからないが、我々の把握しているところでは、一部の地方政府はまだ静観の態度をとっており、関連の優遇政策が現段階で実質的な影響を受けることはないものと思われる。また、将来も特定の優遇政策を継続できる可能性について、慎重ながらも楽観視している地方の官員もいるよう

ある。

各省レベルの人民政府および関連部門は2015年3月31日までに優遇政策の整理状況を財政部に報告しなければならないことから、今後の数カ月は重要な時期となるだろう。影響を受ける可能性のある企業に対しては、現地の政府部門と積極的にコミュニケーションを取り、通達の実施に関する地方政府の動向に留意しつつ、財務上の潜在的な影響について相応の措置を講じることを推奨する。デロイトは今後も関連部門および地方政府とコンタクトを取り、新しい情報についてシェアする予定である。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ 中国室

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: emiko.okubo@tohatsu.co.jp

本部・東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

TEL: 03-6213-3800(代)

URL: www.deloitte.com/jp/tax-co

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。